

認定理学療法士（新規）取得要項

2018年10月29日

（公社）日本理学療法士協会 生涯学習課

（公社）日本理学療法士協会 認定理学療法士制度は、7分野23領域から成り、自らの専門性を高める活動において、高い専門的臨床技能の維持、社会・職能面における理学療法の専門性（技術・スキル）を有する理学療法士を、認定理学療法士として認定する制度です。

2018年度認定理学療法士の取得を目指す方は、本要項を一読の上、申請のご準備をお願いいたします。なお、申請の際に本要項の記載内容に沿わない場合は、書類不備となりますことをご注意ください。

目次

1. 2018年度の認定理学療法士申請の要件.....	2
2. 認定理学療法士の判定について.....	2
3. 認定理学療法士取得までの手順.....	3
専門分野登録.....	4
協会指定研修の受講.....	4
認定必須研修会の受講.....	4
各領域の履修要件に即した100ポイント.....	5
症例報告10症例（基礎領域においてはレビューレポート）.....	8
4. 申請方法.....	9
■ 申請期間.....	9
■ 申請料.....	9
■ 申請書類.....	9
■ 申請方法.....	9
5. 認定試験.....	11
6. 合否発表および認定証の交付.....	13
《資料》.....	14

1. 2018 年度の認定理学療法士申請の要件

- ① 新人教育プログラムを修了し、専門分野登録後 2 年経過していること。
(2017 年 3 月 31 日までに登録が完了していること。)
- ② 協会指定研修を受講済であること。(2014 年 4 月 1 日以降に受講済であること)
- ③ 認定必須研修会を受講済であること。(2014 年 4 月 1 日以降に受講済であること)
 - ※ ただし、下記の認定必須研修会受講予定者のみ、受講見込での申請が可能です。
 - ※ 2018 年 12 月 2 日(日) 運動器 (東京) セミナー番号：16301
 - ※ 2018 年 12 月 2 日(日) 循環 (福岡) セミナー番号：16309
 - ※ 2018 年 12 月 9 日(日) 健康増進・参加 (兵庫) セミナー番号：16317
 - ※ 2018 年 12 月 16 日(日) 地域 (東京) セミナー番号：16314
- ④ 各領域の履修要件に即したポイント 100 ポイントを取得していること。
- ⑤ 症例報告 10 症例 (基礎領域においてはレビューレポート) が提出できること。
 - ※ 詳細については、3. 認定理学療法士取得までの手順 (3 ページ以降) をご参照ください。

2. 認定理学療法士の判定について

本会の認定理学療法士制度は、筆記試験、ポイント審査、症例報告審査の 3 つの判定から成る、年度ごとの「総合判定方式」です。

■ 筆記試験

協会指定研修、認定必須研修会の内容を基に、出題されます。

■ ポイント審査

認定理学療法士申請の要件①～④を満たしているかが審査されます。

■ 症例報告審査

申請した領域の認定理学療法士としてふさわしい臨床経験と臨床的思考を有しているかが評価されます。

- ・「積み上げ方式」ではありませんので、一部の試験または審査が合格であっても、総合判定で不合格であった場合、それらの結果の持越しはできません。毎年度、すべての試験・審査が行われます。
- ・ポイント申請書類に不備があった場合、「不合格」となります。申請書類 (ポイントや症例報告 10 例) の提出後は、申請内容の修正は認められません。また、総合判定の結果通知後も、申請内容の修正は認められませんので、必ず申請前に再度ご自身でポイントの申請内容をよくご確認の上、お手続きください。

3. 認定理学療法士取得までの手順

認定理学療法士を取得するためには以下の手順を踏んでください。

各項目の詳細については、4ページ以降を参照ください。



① 専門分野登録

2018年度申請対象者は、2017年3月31日までに登録が完了している方です。

以下の手順より、登録状況をご確認下さい。

【確認手順】マイページログイン→画面左側メニュー「生涯学習管理」→「専門分野登録」

★上記手順にていつでも登録状況の確認が可能です。

② 協会指定研修の受講

2018年度申請対象者は、2014年4月1日以降に受講済となっている方です。

以下の手順より、受講年月日をご確認下さい。

【確認手順】マイページログイン→画面左側メニュー「生涯学習管理」→「履修状況確認」→「生涯学習」を選択し、「次へ」→画面下側の「ポイント活動内容」

- ・ 協会指定研修は、認定理学療法士（新規）取得者に向けた必須要件としての開催のため、通常の研修会とは位置付けが異なります。
- ・ 1回の受講で複数領域での使用が可能です。
- ・ 2回目以上の協会指定研修の受講をされても、他のポイントとしての使用はできません。

③ 認定必須研修会の受講

2018年度申請対象者は、2014年4月1日以降に受講済となっている方です。

「②協会指定研修の受講」と同様の確認手順に従って、受講年月日をご確認下さい。

- ・ 認定必須研修会は、認定理学療法士（新規）取得者に向けた必須要件としての開催のため、通常の研修会とは位置付けが異なります。
- ・ 認定必須研修会は、申請される領域の研修を受講する必要があります。
- ・ 2018年度は、下記の認定必須研修会受講予定者のみ、受講見込での申請が可能です。

2018年12月2日(日)	運動器（東京）	セミナー番号：16301
2018年12月2日(日)	循環（福岡）	セミナー番号：16309
2018年12月9日(日)	健康増進・参加（兵庫）	セミナー番号：16317
2018年12月16日(日)	地域（東京）	セミナー番号：16314

④ 各領域の履修要件に即した 100 ポイント

1. 使用できるポイントについて

新人教育プログラム修了時期により、使用できるポイントが異なります。

2009年3月31日 までの修了者	2009年4月1日以降、申請日までに取得したポイント
2009年4月1日 以降の修了者	新人教育プログラム修了後、申請日までに取得したポイント

- ◎ 2009年4月1日～2012年3月末までの期間の活動は、すでにマイページに反映されているポイントのみが有効です。マイページに反映のないポイントは使用できませんのでご注意ください。(記載期間のポイントについてのマイページへの移行期間は、2012年3月末をもって終了しているため)
- ◎ 取得されたポイントの使用は、協会指定研修を除き1回のみ有効です。複数領域を申請する場合に同じポイントを重複して申請することや、過去の申請で使用したことのあるポイント用いての申請はできません。(過去の申請において「不合格」となった方は、その際に申請されたポイントは未使用扱いのため再度ご使用いただけます。)
- ◎ 例外として、生涯学習機構の定める資格や大学院修了の互換ポイントについては、新人教育プログラム修了前であっても使用可能です。

2. 履修要件に即したポイントについて

6 ページの通り、各専門分野別に履修要件の大枠が設けられており、さらにその中の認定領域ごとに、より詳細の履修要件が定められており、それらの履修要件に即したポイントの提出が必要です。履修ポイントの各項目、および各領域における履修要件の詳細は、別資料※にて必ずご確認の上ご申請下さい。

※別資料

- ・ [専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準](#)
- ・ [認定理学療法士（新規申請用）ポイント取得マニュアル](#)

各領域に関連したポイントであるかどうか（領域別有効設定）の確認方法

【確認手順】

マイページログイン→左側メニューの生涯学習管理内の履修状況確認→履修状況選択画面にて「生涯学習」を選択→ポイント活動内容の右側詳細クリック

領域別有効設定にて、認定理学療法士（申請される領域）が有効となっている活動が領域に関連したポイントとなります。

《各専門分野別のポイント履修要件》

基礎理学療法専門分野（2領域）

- I 【各領域に関連したポイント】 100pt
大項目1～7,9の範疇で各領域に関連したものの

神経理学療法専門分野（4領域）

- I 【各領域に関連した講習会・研修会の受講】 40pt
大項目2の範疇で各領域に関連したものの
- II 【自由選択ポイント】 60pt
大項目1～6,9の範疇で各領域に関連したものの
※30pt分は別領域でも可(大項目1～6,8,9,11)

運動器理学療法専門分野（4領域）

- I 【各領域に関連した講習会・研修会の受講】 80pt
大項目2の範疇で領域に関連したものの
- II 【学会参加】 20pt
大項目1の範疇で指定された学会への参加

内部障害理学療法専門分野（3領域）

- I 【学会参加】 20pt
大項目1にあたる各種学会参加
- II 【選択ポイント】 80pt
大項目1～6,9の範疇で各領域に関連したものの

生活環境支援理学療法専門分野（4領域）

- I 【各領域に関連した自由選択ポイント】 60pt
大項目1～6,9,11の範疇で各領域に関連したものの
- II 【指定された専門分野に関連したポイント】 40pt
大項目1～6,9の範疇で神経・運動器・内部障害理学療法専門分野に関連したものの

物理療法理学療法専門分野（3領域）

- I 【各領域に関連したポイント】 100pt
大項目1～6,9の範疇で各領域に関連したものの

教育・管理理学療法専門分野（3領域）

- I 【各領域に関連したポイント】 100pt
大項目1～6,8,9の範疇で各領域に関連したものの

3. 履修要件に即したポイント 100 ポイントの申請に関する注意事項

- ・過去に何らかの申請に使用し、合格したポイントは使用済ポイントのため使用できません。複数領域を申請される場合も、重複してポイントを申請された場合は、いずれの申請も不合格となります。

使用済のポイントかどうかは過去に提出された申請書類等をご確認ください。

不合格となった場合は、未使用の扱いとなり、次年度以降の申請に使用いただけます。

※マイページからは使用済のポイントかどうかは確認できません。

- ・資格の互換ポイントは、一領域につき一資格のみ使用可能です。

【例】呼吸領域の申請→3 団体呼吸療法認定士 =○

呼吸領域の申請→3 団体呼吸領域認定士+呼吸ケア指導士=×

※旧制度 50 ポイントとしてマイページに登録されている資格につきましては、40 ポイントとしてカウントされますのでご注意ください。

- ・マイページの履修情報詳細画面で、領域別有効設定が専門理学療法士のみ記載されているものは、認定理学療法士の申請では使用できない（専門理学療法士申請のみに使用できる）ポイントです。
- ・各履修要件 I・II に沿ったポイント数を申請してください。合計 100 ポイントであっても、要件を満たしていない場合は、除外して判定されます。多めに申請いただいても問題ありませんが、余剰ポイントの返還はできません。（合格となった場合、余剰ポイントも使用済ポイントとなります）
- ・過去に受講された認定必須研修会は、申請領域と同じ領域かつ未使用のもののみ、講習会・研修会の受講（大項目 2）ポイントとして一回のみ使用可能です。（他領域の認定必須研修会のポイントは使用不可）
なお、本年度受講分は、100 ポイントの一部としてではなく、必須要件としてのみ使用可能です。
- ・協会指定研修は、その必須要件としてのみで使用できるものです。複数回受講されていても、100 ポイントの一部として使用することはできません。
- ・申請書にポイントを記載する際には、マイページのポイント活動内容の詳細画面を確認の上、記載ください。（チェックする項目：ポイントの大項目、領域別有効設定）

⑤ 症例報告 10 症例（基礎領域においてはレビューレポート）

- ・ 各領域別に症例作成フォーマットを用意しております。ホームページよりダウンロードし、10 症例をご作成ください。基礎領域においては、レビューレポートおよびその中で使用された引用論文の要約（指定のフォーム）10 件をご作成ください。
- ・ 文字の大きさは 11 フォント、文字数は 1 症例につき全体で 1,000～1,200 程度を目安にご作成ください。 ※氏名や元々記載されている文字等はカウントの対象外として結構です
- ・ 事例・症例番号は管理のための整理番号です。ご自身で 1～10 の番号を振ってください。
- ・ 「提出書類」として適切な形式となっていない（著しい誤字脱字、見切れ等により完成形となっていない等）の書類不備がある症例については、不合格となります。
- ・ 症例報告審査は、その領域として適切な患者・介入の選定力、および問題点把握能力・考察力など、作成者がどのように考え構成されたかまで含めて審査委員により審査が行われます。「認定領域の定義」については 14 ページをご参照下さい。
- ・ 症例報告審査指標、審査基準はホームページよりご確認ください。合格基準に達しない症例は、症例報告審査にて不合格となります。

4. 申請方法

■ 申請期間

2018年11月1日（木）0:00 ～ 11月30日（金）23:59

■ 申請料

1領域につき7,560円（書類審査料、認定試験受験料含む）

■ 申請書類

下記の申請書類をご準備ください。

- 申請書
- 誓約書
- 症例報告書（10症例分）
- ポイントを証明する書類のコピー（必要な方のみ）

※【申請書】、【誓約書】、【症例報告書】の3点は日本理学療法士協会ホームページにて最新のフォーマットをダウンロードの上、作成してください。

※【ポイントを証明する書類のコピー】は、必要な方のみご準備ください。

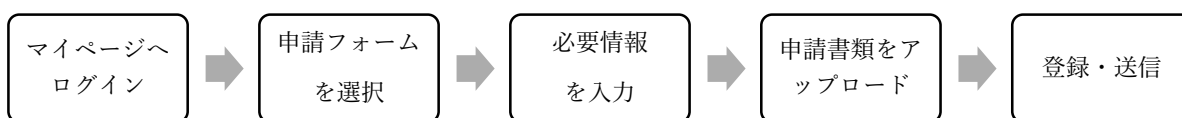
- ・マイページへ反映されていないポイントを使用される場合は、必ず履修情報登録に必要な書類をご確認の上、ご準備ください。（マイページへ自動反映されるポイントを除く）
- ・大項目3：論文・著作、大項目4：学会発表等、大項目7：大学院修了の読み替えをポイントを使用する場合は、マイページへの反映の有無に関わらず、著作内容・発表内容のわかる書類（抄録や学位論文）をご準備ください。

※資料 [履修情報登録・認証の手引き](#)

■ 申請方法

2018年度の認定理学療法士（新規）申請方法は、WEBフォームにて申請書類をアップロードしご登録いただく流れとなります。手順は以下の通りです。

※2017年度はWEBフォーム申請+書類郵送の2つの手順が必要でしたが、今年度は1本化され、ご郵送いただいていた書類もWEBへのアップロードへと代わります。（郵送申請受付はございませんのでご注意ください。）



《WEB フォーム申請の際の注意点》

- ・ マイページに未反映のポイントや論文・著作、抄録のコピー等（これまで申請書に添付しての郵送が必要であった項目）については、証明書類を申請書類の一部としてWEB フォームへアップロードする必要があります。申請に使用するポイントの証明書類については、電子データ（PDF）化のご準備をお願いいたします。
- ・ 申請料は年会費支払いと同様の請求方法にて請求いたします。申請後、来年 1 月頃（予定）に申請料の請求がかかります。
- ・ WEB フォームに入力された E-mail アドレスに、試験に関するご案内をお届けします。
なお、受験票につきましては、入力されたご住所宛てに 2019 年 2 月に郵送いたします。
- ・ 氏名のローマ字表記を記載する項目がありますが、申請に合格された後に発行される認定証に印字されます。お間違いのないようご登録ください。
- ・ ご入力いただいた領域数・試験会場にて、受付をいたします。入力情報にお間違いがないかよくご確認ください。認定試験に関する詳細情報は、5. 認定試験（11 ページ以降）をご確認下さい。
- ・ WEB フォーム申請を 2 回以上行った場合は、最新の入力データにて受付をいたします。
- ・ 申請料は原則、返還できません。（試験を欠席された場合、身分証明書および受験票を持参しないために受験できない場合、不正な手段により試験を受験した場合を含む）
- ・ 申請内容・状況に関するお問い合わせへの対応は致しかねます。
- ・ 使用済ポイントの管理はマイページ上ではできません。ご自身にて申請書を保管いただくなどして管理をお願いいたします。
- ・ テキスト配信について
平成 30 年度に開催された協会指定研修および各領域の認定必須研修会の講義資料データの閲覧を希望者のみ承ります。希望される方は WEB フォームの該当欄にて「はい」とご回答ください。
※2019 年 1 月上旬以降、ご自身のマイページから閲覧いただけます。
<閲覧方法> 【マイページ】にログイン→【トップ画面】下部のお知らせに掲載

5. 認定試験

2018年度認定理学療法士申請をされた方は、以下の通り、認定試験を受験して下さい。

■ 日程 2019年3月2日(土)

■ 試験会場

- ・北海道：北海道札幌市内（北海道大学、札幌医学技術福祉歯科専門学校 他）
- ・関東：東京都23区内（日本大学、工学院大学 他）
- ・関西：大阪府豊中市内（大阪大学 他）
- ・九州：福岡県福岡市内（福岡大学 他）

※認定試験は上記4都市で実施します。

※各都市の試験会場は（）内を予定していますが、変更する可能性もございます。

※試験申請時、WEBフォームの該当欄より受験希望都市を選択してください。

※ご自身の都合による試験会場＝（）内の選択・変更はできません。

※試験会場は受験票で通知させていただきます。

※試験会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※試験会場に託児施設はありません。子供を同伴しての受験はご遠慮ください。

■ 当日のスケジュール

- ・12時30分から12時55分 … 試験前オリエンテーション
- ・13時00分から13時50分 … 1領域受験
- ・13時00分から14時10分 … 2領域受験
- ・13時00分から14時30分 … 3領域受験（14時10分より退出可）
- ・13時00分から14時50分 … 4領域受験（14時30分より退出可）

■ 問題数及び試験時間

問題数：共通問題 9問 + 認定領域問題（1領域あたり）15問

試験時間：50分

（受験例） 1領域受験 50分（共通9問 + 認定15問）

2領域受験 70分（共通9問 + 認定15問 + 認定15問）

以下、1領域追加ごとに + 認定15問（20分）

■ 試験問題の形式と出題範囲

試験問題は五者択一、マークシート形式です。(理学療法士国家試験の形式に準拠)

■ 出題範囲

共通問題 : 協会指定研修での講義内容を中心に出题されます。

認定領域問題: 認定必須研修会での講義内容から出题されます。

■ 当日必要なもの

日本理学療法士協会会員証、身分証明書(顔写真付きの公的な身分証明書)、
受験票、HBの黒鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、腕時計

■ 受験上の注意

- ・ 12時30分までに必ず自分の座席に着席してください。
- ・ 試験終了時間は、受験する領域数により異なります。
- ・ 試験中、テキスト・参考書類は使用できません。
- ・ 試験中は携帯電話・スマートフォンの電源はお切りください。(マナーモードや時計機能としての使用も禁止します)
- ・ 不正な手段により試験を受験し、または受験しようとした者に対しては、試験の停止または合格の取り消しを行うことがあります。
- ・ 試験問題、解答についての照会には一切応じられません。
- ・ その他、会場担当者の指示に従ってください。
- ・ 試験会場内での飲食は原則禁止となっております。
- ・ お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・ 試験問題の転載および転売は禁止いたします。
- ・ 当日は多数の受験者が来場します。一般の方のご迷惑となりませぬ様、公共施設および周辺商業施設を利用の際は、節度ある行動をお願いいたします。

■ 受験の特別措置を希望される方へ

特別措置を希望される方は、試験申請時、WEBフォームの該当欄にて「はい」とご回答の上、希望する特別措置の詳細をご入力ください。

入力例: 拡大版問題用紙・解答用紙(〇〇フォント以上)の希望、拡大鏡の持参、補聴器の持参、手書き解答用紙の希望、補助犬の同伴 等

6. 合否発表および認定証の交付

申請書類・症例報告・試験の総合判定です。

ポイント審査、症例報告審査、認定試験のすべてに合格された方は、2019年5月中旬ごろに協会ホームページにて会員番号を発表いたします。

合格された方には、後日、認定証を交付いたします。

不合格の方には、不合格となった理由を添えて通知をお送りいたします。

≪資料≫

専門理学療法士（7分野）、認定理学療法士（23領域）と行動目標

専門理学療法士（7専門分野）	認定理学療法士（23領域）	行動目標
1. 基礎理学療法 専門理学療法士 (基礎理学療法)	1) ひとを対象とした基礎領域	ひとを対象とした基礎理学療法の知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 動物・培養細胞を対象とした基礎領域	実験動物や培養細胞に関する基礎理学療法の知識と技術を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
2. 神経理学療法 専門理学療法士 (神経理学療法)	1) 脳卒中	脳卒中・頭部外傷に代表される神経障害の理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 神経筋障害	神経筋疾患に代表される神経障害の理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 脊髄障害	脊髄損傷などに代表される神経障害の理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	4) 発達障害	心身の発達障害の理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
3. 運動器理学療法 専門理学療法士 (運動器理学療法)	1) 運動器	骨関節疾患などに代表される運動器障害の理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 切断	壊死、腫瘍、外傷疾患などに代表される四肢切断の理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる

3. 運動器理学療法 専門理学療法士 (運動器理学療法)	3) スポーツ理学療法	スポーツに関連した外傷・障害に代表される理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	4) 徒手理学療法	徒手理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
4. 内部障害理学療法 専門理学療法士 (内部障害理学療法)	1) 循環	心大血管疾患、心循環機能低下などに代表される循環障害の理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 呼吸	呼吸器疾患、呼吸機能低下などに代表される呼吸障害の理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 代謝	糖尿病、肥満症、脂質異常症などに代表される代謝障害の理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
5. 生活環境支援理学療法 専門理学療法士 (生活環境支援理学療法)	1) 地域理学療法	地域・在宅における理学療法に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 健康増進・参加	健康増進・参加に関する理学療法の知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 介護予防	介護予防ならびに障害予防に関する理学療法の知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	4) 補装具	義肢・装具や福祉機器・用具に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる

6. 物理療法 専門理学療法士 (物理療法)	1) 物理療法	光線、電気などの物理的な刺激を生体に適用するための知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 褥瘡・創傷ケア	創傷ケアなどに関する物理療法の知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 疼痛管理	疼痛に関する物理療法の知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
7. 教育管理理学療法 専門理学療法士 (教育管理理学療法)	1) 臨床教育	臨床教育（卒前および卒後）に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 管理・運営	職場の労務管理・運営および衛生管理・運営に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 学校教育	理学療法士養成教育に関する知識と技能を修得し、一定の経験を有し、適切に実践することができる